人権擁護委員による

特設人権相談所を開設します

日　時：12月8日（木曜日）
午後1時～3時まで
場　所：町民ふれあいプラザ

法務省から委嘱されている人権擁護委員が相談に応じます。児童・生徒のいじめ、体罰、家庭内のいざこざ、借地借家、不動産、登記、相隣関係など、身近な法律問題や人権問題等、困りごと心配ごとがありましたら、ご相談下さい。

相談内容については、一切秘密が守られ、相談は無料ですので、お気軽にご利用下さい。

また、函館地方法務局及び人権擁護委員は、いつでも人権相談に応じていますので、ご相談下さい。

問い合わせ先

せたな町役場総務課総務係　84－5111